

所定疾患施設療養費（Ⅰ） 算定状況

介護老人保健施設 田沢の郷

当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況を公表しております。
 ついては、令和6年度の算定状況を公表いたします。

◇所定疾患施設療養費について◇

①対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- ・肺炎（検査を実施した場合）
- ・尿路感染症（検査を実施した場合）
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎

②上記により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、
 1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

③算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

④請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

※令和6年度算定状況

診 断 名 / 年 月		6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年 1月	2月	3月
肺 炎	人 数												
	算定日数												
尿路感染症	人 数	5	5	6	7	12	1	3	10	11	6	2	5
	算定日数	23	24	30	26	60	5	16	47	46	26	10	25
带状疱疹	人 数	1											
	算定日数	5											
蜂窩織炎	人 数				1								
	算定日数				5								